

第Ⅴ章 佐倉市歯科口腔保健基本計画
～歯と口腔の健康づくり～

概要

歯と口腔の健康は、より長く元気に暮らしていくための基盤として、生涯を通じてしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病（NCDs）の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

平成 23 年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国との連携を図り、地域の実情に応じた施策を策定・実施することとされています。

また、これに先立ち、千葉県では、平成 22 年に「千葉県歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行され、県は市町村との連携体制を構築し、県民の歯と口腔の健康づくりを図ることとされました。

これらの状況から、佐倉市においても、市民の歯と口腔の健康づくりの基本理念を定め、市、歯科医師など、市民が相互に連携協力し、一体となって推進していくことを目的に、平成 25 年に「佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定しました。また、この条例に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 26 年に「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を策定しました。

佐倉市では、この「佐倉市歯科口腔保健基本計画（第 2 次）」を「健康さくら 21（第 3 次）」に新章として組み込み、関連計画と多角的に施策を推進していきます。

また、市民自ら取り組むべきことに加え、行政、保健・医療・福祉・教育・その他関係者などを含めた社会全体においてその取り組みを支援します。

V-1 歯科疾患の予防と歯・口腔に関する健康格差の縮小

現状と課題

歯科口腔保健は、健康で質の高い生活を営む基盤となる役割を果たしています。市民の生涯にわたる歯・口腔の健康を維持していくためには、歯科疾患の予防と歯・口腔に関する健康格差の縮小に関する取り組みが重要です。

佐倉市では、幼児や成人の歯科健診、健康教育・相談、成人の口腔がん検診などを実施する中で、歯科疾患の予防と歯・口腔の健康に関する啓発を推進しています。

佐倉市の歯科疾患状況は、幼児・児童生徒のおし歯は減少しており、40歳で喪失歯がない人の割合は約9割、60歳で24本以上自分の歯を保有している人（6024（ロクマル・ニイヨン））は約8割、80歳で20本以上自分の歯を保有している人（8020（ハチマル・ニイマル））は約6割と、第1次歯科計画の目標値を達成しています。

一方で、歯科疾患が重症化している人もおり、社会における歯・口腔の健康格差が課題となっています。

また、口腔・咽頭がんは、がん全体の罹患率2%程度と多くはありませんが、罹患者が20年前の約2.7倍に増えています。

今後も歯科疾患の予防方法について広く普及啓発を行うとともに、歯科疾患の発症・重症化リスクが高い集団に対する生活習慣の改善や歯の喪失防止などの取り組みを推進していきます。

生涯にわたる歯・口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与することを踏まえ、全身の健康を保持増進するために、「健康さくら21（第3次）」に新章として佐倉市歯科口腔保健基本計画を組み込み、様々な目標を設定することで市民の歯科疾患の予防と歯・口腔に関する健康格差の縮小に努めます。

～めざす姿～

歯科疾患を予防して、生涯を通じて歯と口腔の健康を守りましょう！

数値目標

No.	目標項目	目標値 (R17年度)	現状値 (R4年度)
1	1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合	80.0%	65.5%
2	3歳児でむし歯のない者の割合	95.0%	91.8%
3	3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	0%	3.2%
4	12歳児でむし歯のない者の割合	90.0%	80.1%
5	12歳児で歯肉に炎症所見を有する者の割合	10.0%	18.3%
6	19歳以上におけるむし歯を有する者の割合	20.0%	31.0%
7	19歳～39歳における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15.0%	43.1%
8	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40.0%	63.7%
9	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5.0%	18.5%
10	60歳以上におけるむし歯の根面むし歯を有する者の割合	5.0%	-
11	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85.0%	61.9%

目標に向けた取り組み



【市民の取り組み】

- 歯と口腔の健康づくりを意識して口腔ケアを習慣にします。
- むし歯や歯周病を予防します。
- かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科受診します。



【地域や社会の取り組み】

- 地域の歯科医療機関とともに、歯と口腔の健康づくりについての知識を広めます。



【市の取り組み】

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
歯科疾患予防の重要性とフッ化物応用などによる効果的なむし歯予防方法について普及啓発を行います。	母子保健課 健康推進課	こども保育課 指導課 健康保険課 高齢者福祉課 障害福祉課

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
口腔がんの早期発見・予防について普及啓発を行います。	健康推進課	高齢者福祉課
定期的な歯科健診の重要性について普及啓発を行い、対象者へ受診勧奨します。	母子保健課 こども保育課 指導課 健康推進課 健康保険課	高齢者福祉課 障害福祉課
歯科疾患のハイリスク者に対し、個別支援を行います。	母子保健課 こども保育課 指導課 健康推進課 障害福祉課	健康保険課 高齢者福祉課
歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取り組みを推進します。	母子保健課 こども保育課 指導課 健康推進課 高齢者福祉課 障害福祉課	健康保険課

V-2 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

現状と課題

食べる喜び、話す楽しみなどの生活の質の向上のために、口腔機能の獲得・維持・向上を図るには、各ライフステージにおける適切な取り組みが重要です。乳幼児期や学童期においては適切な口腔機能を獲得し、青年期から高齢期においては、口腔機能の維持を図る必要があります。また、口腔機能が低下した際には回復及び向上を図っていくことが重要です。

佐倉市では、健康教育や、健康相談・講演会などを通して、口腔機能の獲得・維持・向上に向けて、啓発を実施しています。

令和4年度市民健康意識調査によると、55歳未満の方の76.9%の人が全ての歯（28本以上）を維持しています。しかし、全ての歯を維持できている人は年齢が上がるにつれて減少しています。

また、咀嚼の状況についても「何でもかんで食べることができると」答えている人は全体の71.6%いました。また、後期高齢者医療被保険者の健康診査によると「半年前に比べて固いものが食べにくい」と答えている人は全体の22.0%、「お茶や汁物などでおせる」と答えている人は19.3%おり、口腔機能を維持できていない人は少なくありません。

佐倉市では乳幼児期以降における食育と口腔機能における取り組みや、高齢期における介護予防の取り組みなど、ライフステージごとに生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上を推進します。

～めざす姿～

食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質の向上のために
歯と口腔の健康を守りましょう！

数値目標

No.	目標項目	目標値 (R17年度)	現状値 (R4年度)
1	50歳以上における咀嚼良好者の割合	80.0%	71.6%
2	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合【V-1より再掲】	5.0%	18.5%

目標に向けた取り組み



【市民の取り組み】

- よくかむことを意識して食事をします。
- 口腔ケアを習慣にします。
- かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科受診します。



【地域や社会の取り組み】

- 地域の歯科医療機関とともに、歯と口腔の健康づくりについての知識を広めます。



【市の取り組み】

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
よくかむことや、歯・口腔と生活習慣病（NCDs）との関係、歯科疾患予防の重要性について普及啓発を行います。	母子保健課 こども保育課 指導課 健康推進課 高齢者福祉課	健康保険課 障害福祉課
食育を通して、よくかんで食べる習慣を身につけるための取り組みを推進します。	母子保健課 こども保育課 指導課	-
高齢期におけるオーラルフレイル（※）予防の普及啓発を行います。	健康推進課 健康保険課 高齢者福祉課	-
介護予防事業などの参加者の増加に努めます。	高齢者福祉課	-
口腔機能の維持・改善を目的とした後期高齢者歯科口腔健康診査について、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携して取り組みます。	健康保険課	-
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、高齢者のフレイル予防を目的として、口腔機能の維持・改善に向けた啓発を行います。	健康保険課	健康推進課 高齢者福祉課

（※）オーラルフレイルとは

「かめない」「おせる」「発音がはっきりしない」「食べこぼす」などの、口腔機能の低下のことで、このささいな衰えを放置することで、心身の機能低下につながります。

V-3 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

現状と課題

歯科口腔保健を更に推進するためには、フッ化物応用などのおし歯予防や歯周病予防に関する事業、口腔機能の獲得・維持・向上に関する事業など、様々な取り組みが必要です。

佐倉市では、幼児歯科健診でのフッ化物塗布、成人歯科健診での歯周病予防の啓発により、歯科口腔保健を推進しています。

令和4年度市民健康意識調査によると、19歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した者の割合は61.4%で、歯科検診を受診していない人で歯科疾患の治療中の者が4.9%であり、約33.7%が歯科医院の受診機会がない状況でした。

佐倉市では、市民に歯科検診または治療を適切に受けてもらえるよう歯科医師会など、地域の関係機関と連携し、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備を推進します。

～めざす姿～

歯科健診・治療を適切に受けて、歯と口腔の健康を守りましょう！

数値目標

No.	目標項目	目標値 (R17年度)	現状値 (R4年度)
1	3歳児でフッ化物応用の経験がある者の割合	80.0%	-
2	19歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95.0%	61.4%
3	訪問歯科診療を実施している歯科医院数	増加	23件

目標に向けた取り組み



【市民の取り組み】

- フッ化物配合歯磨剤を使用します。
- 保健センターや歯科医院で、フッ化物塗布などの予防処置を行います。
- 1年間に1回は、歯科健診を受けます。



【地域や社会の取り組み】

- 地域の歯科医療機関とともに、歯と口腔の健康づくりについての知識を広めます。
- 関係機関と連携した歯科診療・口腔ケアの推進に努めます。



【市の取り組み】

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
定期的な歯科健診の重要性とフッ化物応用などについて普及啓発を行い、対象者へ受診勧奨します。	母子保健課 こども保育課 指導課 健康推進課	健康保険課 高齢者福祉課
訪問歯科診療が適切に受けられるように努めます。	健康推進課 高齢者福祉課	障害福祉課
歯科医師会など、関係機関と連携し、適切な口腔保健の取り組みを推進します。	母子保健課 こども保育課 指導課 健康推進課 高齢者福祉課 障害福祉課	健康保険課